

○洞爺湖町パブリックコメント制度実施要綱

平成 19 年 3 月 2 日訓令第 12 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定めることにより、町政への町民参画の機会を拡充するとともに、町民に対する説明責任を果たし、もって、公正で開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、町が実施しようとする政策等において、あらかじめ、その趣旨、内容等を含む事項を広く公表し、これに対して町民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、当該意見等を尊重して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要と当該意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る政策等に利害関係を有すると認められるもの

(対象)

第 3 条 パブリックコメント制度の対象となる町が実施しようとする政策等(以下「政策等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画を作成する場合
- (2) 次に掲げる条例の案(条例の制定又は改廃を含む。以下「政策条例案」という。)を作成する場合
 - ア 町の基本的な方針を定めることを内容とする条例
 - イ 町民等に義務を課し(町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)、又は権利を制限することを内容とする条例
- (3) 大規模な町の施設の設置に係る基本計画の策定又は変更
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント制度を実施しないことができる。

- (1) 政策等の策定に当たって、意見聴取等の手続が法令等により定められているとき。
- (2) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント制度に準じた手続を経て策定された報告、答申等に基づいて政策等を策定するとき。
- (3) 政策等の策定に当たって、実施機関の裁量の余地がないと認められると

き。

(4) 緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。

(公表の時期及び資料の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、意思決定を行う前に、当該政策等の概要を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の概要を公表するときは、併せて次に掲げる資料(以下「参考資料」という。)を公表するよう努めるものとする。

(1) 当該政策等を作成した趣旨、目的及び背景

(2) その他当該政策等に関する資料

3 実施機関は、第1項の規定により政策等の概要を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を明示するものとする。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 洞爺湖町ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配付

2 前項に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じ、町広報誌への掲載その他の方法により、町民への周知に努めるものとする。

3 実施機関は、前条第2項に規定する参考資料が著しく大量であるため、前2項の規定による公表又は周知が困難であると認めたときは、第1項第2号に掲げる場所における閲覧の方法により公表することができる。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、第5条の規定により政策等の概要を公表した日から30日程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

2 前項の規定による意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

3 実施機関は、第1項の規定による意見等の提出を受けるときは、町民等の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)の明示を求めるものとする。

(意見等の処理)

第8条 実施機関は、提出された意見等を尊重して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、策定された政策等の内容、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、政策に関する計画又は政策条例案を修正したときは、併せてその修正内容及びその理由を公表するものとする。ただし、洞爺湖町情報公開条例(平成18年洞爺湖町条例第13号)第6条第1項各号に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。

4 第6条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 実施機関は、パブリックコメント制度の実施状況を町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の実施状況に関する一覧表を作成し、町ホームページに掲載するとともに、町が指定する場所において閲覧に供するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成19年3月7日から施行する。

2 この訓令は、この訓令の施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用する。ただし、この訓令の施行の際、現に策定の過程にある政策等については、この限りでない。

附 則(平成20年7月24日訓令第15号)

この訓令は、平成20年7月24日から施行する。

附 則(令和3年6月28日訓令第25号)

この訓令は、公布の日から施行する。